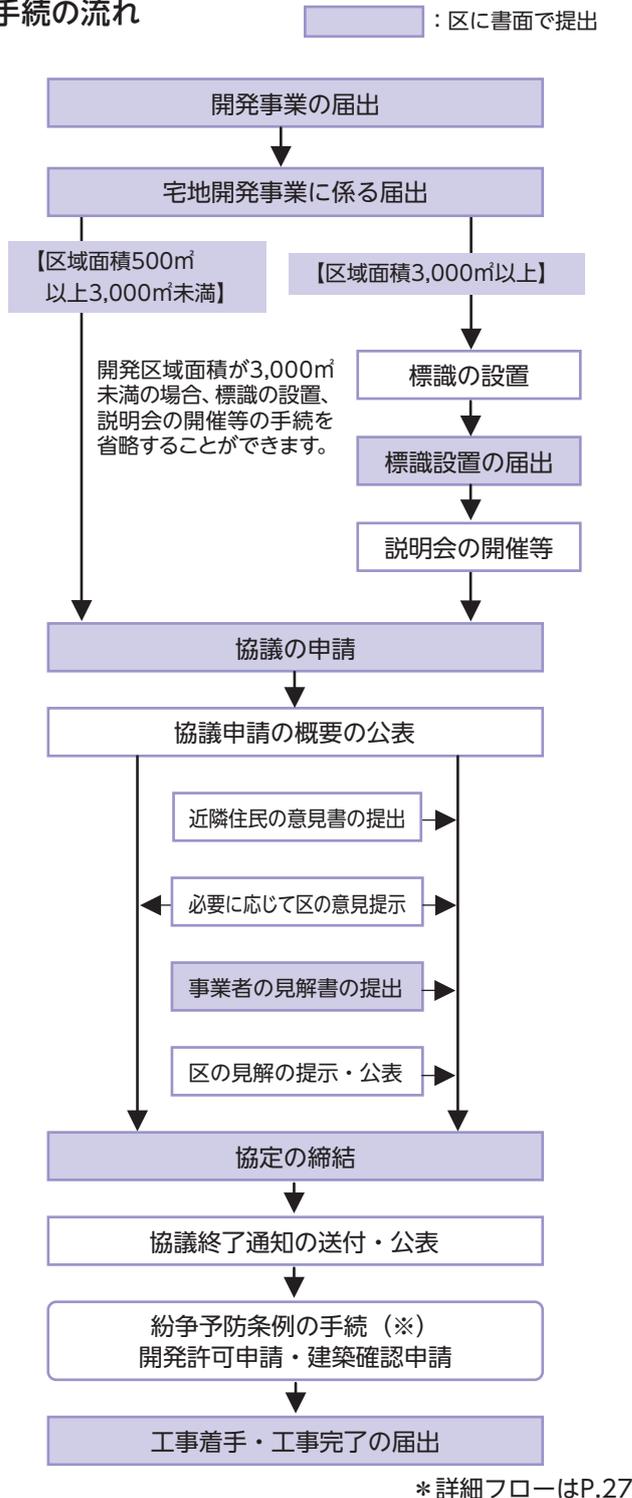


## ◇宅地開発事業の手続 (第 70 条～第 79 条)

### ●対象となる開発や建築

- ・ 開発区域面積500㎡以上の宅地開発事業（宅地開発事業のうち、大規模建築物、特定用途建築物、墓地等および自動車駐車場等で開発行為に当たらない開発事業に該当する場合はそれぞれ該当する手続で行います。）

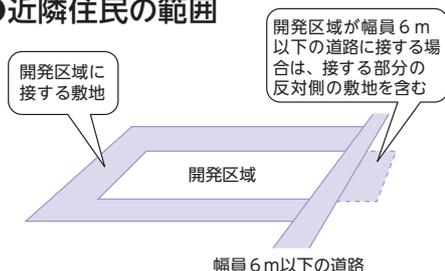
### ●手続の流れ



### ●手続の解説

- 開発事業の届出をしてください。
  - 宅地開発事業に係る届出をしてください。
  - 開発区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
  - 標識を設置したことを届け出てください。
  - 説明会等により、近隣住民（土地所有者を含む。）に計画や工事について説明を行ってください。
  - 説明会を開催する場合は、近隣住民と区に通知してください。
  - 協議申請において、区のまちづくり計画や開発基準等を遵守して下記書面を作成し、区へ申請のうえ、協議してください。
    - ◆ 近隣住民説明報告書
    - ◆ 事業計画案の概要
    - ◆ 地域環境配慮報告書
    - ◆ 緑化計画事前協議申請書
    - ◆ その他
  - 近隣住民から意見書が提出された場合は、見解書を提出してください。
  - 協議が整ったときは、協定を締結してください。
  - 工事に着手するときと、工事が完了したときは届出をしてください。
- ※ 開発区域面積が3,000㎡未満の場合、下線部の手続が省略できます。

### ●近隣住民の範囲



※ 宅地開発事業のうち、開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満で紛争予防条例の手続を必要とするものについては、早い段階での周辺住民への周知を目的に、宅地開発事業の手続（宅地開発事業に係る届出）と併行して紛争予防条例の手続に入ることができます。